



市 章

大津市公報

平 成 26 年 6 月 23 日
号 外 (第 44 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 94 大津市職員不祥事防止対策検討委員会規則を廃止する規則..... 1
- 95 大津市いじめの防止に関する行動計画策定アドバイザー会議規則を廃止する規則..... 1
- 96 大津市道に設ける道路標識の寸法を定める条例施行規則の一部を改正する規則..... 1
- 97 大津市火災予防規則の一部を改正する規則..... 1

消 防 局 長 告 示

- 2 平成 4 年消防長告示第 1 号 (大津市火災予防条例に基づく必要な知識及び技能を有する者の指定について) の一部改正..... 6

規 則

大津市職員不祥事防止対策検討委員会規則を廃止する規則を公布する。

平成26年 6 月23日

大津市長 越 直 美

大津市規則第94号

大津市職員不祥事防止対策検討委員会規則を廃止する規則

大津市職員不祥事防止対策検討委員会規則 (平成25年規則第112号) は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市いじめの防止に関する行動計画策定アドバイザー会議規則を廃止する規則を公布する。

平成26年 6 月23日

大津市長 越 直 美

大津市規則第95号

大津市いじめの防止に関する行動計画策定アドバイザー会議規則を廃止する規則

大津市いじめの防止に関する行動計画策定アドバイザー会議規則 (平成25年規則第20号) は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市道に設ける道路標識の寸法を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 6 月23日

大津市長 越 直 美

大津市規則第96号

大津市道に設ける道路標識の寸法を定める条例施行規則の一部を改正する規則

大津市道に設ける道路標識の寸法を定める条例施行規則 (平成24年規則第148号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中「116の 3」を「116の 5」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 6 月23日

大津市長 越 直 美

大津市規則第97号

大津市火災予防規則の一部を改正する規則

大津市火災予防規則（昭和59年規則第43号）の一部を次のように改正する。

第16条から第18条までを次のように改める。

（危険物の漏れを検知する設備）

第16条 条例第32条の5第2項第7号に規定する液体の危険物の漏れを検知する設備は、タンク周囲の可燃性ガスを常時監視することができる設備その他危険物の漏れを有効に検知できる設備とする。

2 条例第32条の5第2項第7号に規定する液体の危険物の漏れを検知するための管は、次の各号に該当するものとする。

材質は、金属又は硬質塩化ビニールとすること。

長さは、地盤面からタンク基礎までとすること。

内径は、25ミリメートル以上とし、管には小孔（直径6ミリメートル程度）を千鳥状に設けること。

上端部は浸水しない構造とし、かつ、ふたは点検の際容易に開放できるものとする。

（指定催しを主催する者への通知）

第17条 条例第43条の2第3項の通知は、指定催しの指定通知書（様式第8号の2）により行うものとする。

（指定催しの火災予防上必要な業務に関する計画）

第18条 条例第43条の3第2項の規定による計画の提出は、火災予防上必要な業務に関する計画届出書（様式第8号の3）2通に、それぞれ次に掲げる書類を添えてしなければならない。

指定催しの付近見取図

指定催しにおける火災予防上必要な業務に関する計画書

対象火気器具等及び危険物を保管する容器の配置に関する図面

露店等及び客席の配置に関する図面

消火器の配置に関する図面

前各号に掲げるもののほか、消防署長が必要と認める資料

2 消防署長は、前項の届出書を受理した場合は、内容を審査し、当該計画が当該届出に係る指定催しに適應したものであると認めたときは、その1通に届出済印（様式第3号）を押して返付するものとする。

3 前項の規定により返付された届出書は、当該届出に係る指定催しを主催する者において保管し、消防職員の請求があったときは、これを提示するものとする。

第19条を次のように改める。

第19条 削除

第23条中「同条第2号から第6号まで」を「同条第2号から第7号まで」に改め、同条に次の1号を加える。

条例第46条第7号に掲げる行為 露店等の開設届出書（様式第23号の2）

第23条の2第2項中「（様式第23号の2）」を「（様式第23号の3）」に改める。

様式第3号中「第7条」の次に「、第18条」を加える。

様式第8号の次に次の2様式を加える。

様式第 8 号の 2 (第 17 条関係)

指定催しの指定通知書

年 月 日

様

大津市消防局長

大津市火災予防条例第 43 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間	

教 示

この指定に不服のあるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日)の翌日から起算して 6 箇月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)、大津地方裁判所に指定の取消しの訴えを提起することもできます。

様式第 8 号の 3 (第 18 条関係)

火災予防上必要な業務に関する計画届出書

年 月 日

(宛先)
 大津市 消防署長

届出者
 住 所
 (電話)

氏 名
 (法人にあっては、主たる事務所の
 所在地並びに名称及び代表者の氏名)

防火担当者
 住 所
 (電話)

氏 名

別添のとおり火災予防上必要な業務に関する計画書を提出します。

指定催しの開催場所			
指定催しの名称			
開 催 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	開 催 時 間	開始 時 分 終了 時 分
露 店 等 の 数	火気等使用 店 火気等使用以外 店	消火器の設置本数	本
使 用 火 気 等	コンロ等の火を使用する器具 ガソリン等の危険物 その他 ()		
1 日当たりの人出予想人員		人	
その他必要な事項			
受 付 欄		経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 印のある欄には、該当の 印にレを付けること。
- 3 印の欄は、記入しないこと。

様式第 23 号の 2 を様式第 23 号の 3 とし、様式第 23 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第23号の2 (第23条関係)

露店等の開設届出書

年 月 日				
(宛先) 大津市 消防署長				
届出者 住 所 (電話) 氏 名				
開 設 期 間	自	至	年 月 日 年 月 日	営 業 時 間 開始 時 分 終了 時 分
開 設 場 所				
催 し の 名 称				
開 設 店 数			消 火 器 の 設 置 本 数	本
発 電 機 の 設 置	有 ・ 無		危 険 物 の 種 類 ・ 量	
危 険 物 の 取 扱 い	有 ・ 無			
現 場 責 任 者 氏 名	(電話)			
そ の 他 必 要 な 事 項				
受 付 欄			経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等を開設する付近見取図、開設場所の配置、対象火気器具等の種類、発電機の配置、危険物の保管場所及び消火器の配置に係る書類その他必要な書類を添付すること。
- 4 印の欄は、記入しないこと。

附 則

- 1 この規則は、平成26年7月15日から施行する。
- 2 改正後の第23条の規定による届出は、この規則の施行前においても行うことができる。

消 防 局 長 告 示

大津市消防局長告示第2号

平成4年消防長告示第1号（大津市火災予防条例に基づく必要な知識及び技能を有する者の指定について）の一部を次のように改正し、平成26年7月15日から適用する。

平成26年6月23日

大津市消防局長 丸 山 忠 司

前文及び第3項中「第19条第1項第13号」を「第19条第1項第14号」に改める。